

第152回 岡山県都市計画審議会 議事録

1. 開催日時 平成26年2月13日(木) 10:30～11:30

2. 開催場所 岡山県庁 9階 大会議室

3. 出席委員 (委員及び臨時委員17名中14名)

川口正子委員、根岸友恵委員、藤井義和委員、武藤一江委員、橋本成仁委員、田野壽委員、山下明美委員、田野井雅彦委員(代理)、栗田悟委員(代理)、三島紀元委員、戸室敦雄委員、伊藤文夫委員、黒田栄三郎臨時委員、橋本重彦臨時委員(代理)

(委員名簿順)

4. 議 題

第1号議案 岡山県南広域都市計画区域区分(倉敷市)の変更について

第2号議案 岡山県南広域都市計画臨港地区(倉敷市)の変更について

第3号議案 岡山県南広域都市計画道路(倉敷市)の変更について

第4号議案 高梁都市計画道路の変更について

第5号議案 倉敷企業合資会社 産業廃棄物処理施設(倉敷市)の敷地の位置について

第6号議案 水島エコワークス株式会社 産業廃棄物処理施設(倉敷市)の敷地の位置について

5. 議事録

【署名委員の指名】

会 長

それでは、会議に先立ちまして、署名委員の指名をさせていただきます。

署名委員は本日の審議会の議事録を、委員を代表して署名をいただくものでございます。今回の署名委員は、橋本委員と、山下委員のお二人をお願いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

【公開・非公開の採決】

会 長

次に、今回の審議会を公開で進めるか、非公開で進めるかにつきましてお諮りしたいと思います。

まず、事務局から今回の審議会におきます付議案の概要につきましてご説明をお願いいたします。

事務局

失礼いたします。都市計画課長の岡でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

失礼ですが、座って説明の方させていただきます。

お配りしておりますA3版の「付議案の概要」をご覧くださいければと思います。

本日の議案は6議案ございます。

第1号議案は、岡山県南広域都市計画区域区分の変更でございます。玉島ハーバーアイランドの公有水面埋立事業が完了した区域を市街化区域に編入するものでございます。

第2号議案は、1号議案に関連いたしまして同区域を臨港地区に指定するものでございます。

第3号議案は、岡山県南広域都市計画道路 連島呼松線に関しまして、円滑な交通機能の確保に必要な道路の区域を追加するものでございます。

2ページをお願いいたします。

第4号議案は、高梁市におきます、長期未整備の都市計画道路の計画の見直しに伴う変更でございます。

なお、第1号議案から第4号議案に関しましては、縦覧手続きにおきまして意見書の提出はございませんでした。

そして、第5号及び第6号の議案は、建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく産業廃棄物処理施設の敷地の位置につきまして、都市計画上、支障があるかどうかをご審議いただくものでございます。

産業廃棄物処理施設の設置に伴う建築許可申請が、特定行政庁であります倉敷市に提出されておきまして、その倉敷市の方から、公開で行われました市の都市計画審議会を経まして、県の都市計画審議会に付議依頼があったものでございます。

以上、本日ご審議いただきます案件におきましては、個人等が識別されるような情報及び権利利益を害する恐れのある情報はございませんで、本審議会の公正かつ円滑な議事運営に支障が生じるような情報もございません。

今回の付議案の概要につきまして、説明は以上でございます。

会 長

ありがとうございました。

今ご説明がありましたとおりでございますが、今回の議案に関しまして、非公開とすべき特段の理由もないと考えます。従いまして、本審議会は原則どおり公開することとして、傍聴希望者の傍聴を許可することとしたいのですが、よろしいでしょうか。

(「よろしい」の声)

会 長

ありがとうございました。

それでは、本日の審議会は公開とし、傍聴者の会場への入室を許可させていただきます。事務局は傍聴者を案内してください。

事務局

(報道関係者を場内へ案内)

【第1号及び第2号議案の審議】

会 長

それでは、議案の審議に入らせていただきます。

第1号議案は、岡山県南広域都市計画区域の区域区分、いわゆる線引きの変更でございます。第2号議案は、第1号議案に関連します臨港地区の指定ということでございますので、2議案を一括審議いたしたいと思っておりますので事務局から説明をお願いいたします。

事務局

事務局でございます。

失礼ですが、引き続き座って説明の方させていただきます。

第1号議案の「岡山県南広域都市計画区域区分の変更」、第2号議案の「岡山県南広域都市計画臨港地区の変更」、以上2議案の概要をあわせて説明させていただきます。

お手元の審議会資料の1ページ左下をご覧ください。と存じます。

左下の図中に示してございます、国際拠点港湾である水島港の玉島乙島地区^{おとしま}において、新たに埋立て事業が完了した地区が、今回の変更対象でございます。市街化区域への編入とあわせて臨港地区に指定するものでございます。

資料の右上をご覧ください。

第1号議案であります、区域区分についての説明させていただきます。

「区域区分」とは、都市計画区域について、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために「市街化区域」と「市街化調整区域」に区分することでございます。

「市街化区域」とは、すでに市街地を形成している区域、及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域でございまして、用途地域などの土地利用や道路、公園、下水道などの都市施設、土地区画整理事業などの都市計画を総合的に進める区域でございます。

一方、「市街化調整区域」とは、市街化を抑制すべき区域でございまして、用途地域や市街地整備に関する都市計画は原則として定めない区域でございまして、開発行為若しくは建築行為などの市街化を助長するものは厳しく制限されるという一方、農業振興地域が指定されるなど農地の保全や農業施策は積極的に行われている区域でございます。

資料の右下をご覧ください。

第2号議案であります、臨港地区について説明をさせていただきます。

「臨港地区」とは、港湾を管理運営するために定める「地域地区」でございまして、港湾区域を地先水面とする地域で、港湾施設、海事関係官公署や臨海工場など、港湾を管理運営する上で必要な施設が立地する地域、及び将来これらの施設のために供せられる地域でございます。

臨港地区は、港湾管理者からの申し出に基づき都市計画に定めるものでございまして、国際拠点港湾、重要港湾については県が決定する都市計画となっております。

それでは、資料2ページの左上をご覧ください。と思います。

区域区分の変更の流れについてご説明をさせていただきます。

岡山県南広域都市計画区域の区域区分につきましては、昭和46年9月に当初決定を行いまして、その後、概ね5年ごとに行う都市計画基礎調査を踏まえて、昭和54年の8月、昭和61年の4月、平成6年の4月、平成16年の5月、そして平成25年の3月と、計5回の定期見直しを行っているところでございます。

前回、第5回の定期見直しは、平成18年に実施しました都市計画基礎調査の結果や平成24年1月に見直しを行いました都市計画区域マスタープランに掲げる都市づくりの方針などを踏まえまして、平成24年3月に行ったものでございます。

今回の変更は、第5回定期見直し時にあらかじめ位置づけた地区について、市街化区域への編入を行うものでございます。

資料の左下をご覧ください。

都市計画区域マスタープランにおける基本的事項について説明をさせていただきます。

1つ目の基本方針といたしましては、人口減少・少子高齢化に対応していくため、集約型都市構造への転換を目指すこととしておりまして、市街化区域内の低・未利用地を十分活用して、市街化調整区域においては、原則として市街化の更なる拡大を抑制することとしております。

また、地域経済を支える臨海部の工業地帯等の生産基盤を充実をするなど、秩序ある土地利用のもとで計画的に産業の振興を図るということとしております。

次の2つめでございますが、都市計画区域全体の市街化区域のおおむねの規模につきましては、人口、産業の見通し、市街化の現状及び動向、計画的市街地整備の見通しを勘案いたしまして、平成27年のおおむねの規模を、26,600haと想定しております。

今回の見直しは、この規模の範囲内で行うものでございます。

資料の右上をご覧ください。

区域区分及び臨港地区の変更箇所についての説明をさせていただきます。

水島港の玉島乙島地区おとしまにおいては、平成25年4月に公有水面埋立事業が完了した1.3haの地区につきまして、水島港港湾計画による土地利用計画に基づきまして、物流拠点としての更なる機能充実を図るため、市街化区域に編入し、あわせて臨港地区に指定するものでございます。そちらの図面の方で赤く囲んであるところでございます。

なお、当地区につきましては、輸出入貨物の輸送船舶の大型化やコンテナ貨物の増大に対応して、耐震強化岸壁の整備がなされておりまして、これによりまして物流機能の効率化が図られるものでございます。

資料の右下をご覧ください。

今回の変更箇所は、昨年3月に行いました区域区分の定期見直しにおいて、特定保留地区に位置づけた区域でございます。

特定保留地区とは、土地区画整理事業や公有水面埋立事業、その他の計画的な市街地整備の実施の見通しが、ある程度立っているものにつきまして、関係機関と調整のうえ位置等を明らかにしたものでありまして、実施の見通しが明らかになった時点で、随時市街化区域に編入する地区でございます。

現在、特定保留地区に位置付けている地区は、そこにございますように、岡山市2地区、倉敷市2地区の合計4地区で、112.8haでございます。

そのうち、倉敷市の1地区、1.3haを市街化区域に編入するものでございます。

これによりまして、岡山県南広域都市計画区域全体における市街化区域の面積は、26,339haとなりますが、都市計画区域マスタープランで示す市街化区域のおおむねの規模、先ほども説明いたしましたが、26,600haの範囲内での変更ということでございます。

以上、第1号、2号議案の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

会 長

ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言いただきたいと思ひます。

いかがでしょうか。

会 長

ご意見、ご質問もないようでございますので、それでは、お諮りいたします。第1号議案及び第2号議案につきまして、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声)

会 長

ありがとうございました。ご異議がないということですので、第1号議案及び第2号議案につきましては、原案どおり承認することと決定いたします。

【第3号議案の審議】

会 長

それでは、第3号議案の審議に入らせていただきます。

続きまして、第3号議案は、倉敷市におきます「岡山県南広域都市計画道路の変更について」でございます。事務局からの説明をお願いします。

事務局

それでは、説明させていただきます。

「岡山県南広域都市計画道路の変更」についてでございます。引き続き資料の3ページをお開きいただければと存じます。

変更いたします都市計画道路は、青色の破線で示しております、水島臨海工業地帯の北側の市街地に位置します、倉敷市連島町連島から倉敷市呼松に至る約6.1kmの連島呼松線でございます。

起点から約0.9kmが市道、次の約3.6km区間が県道、終点までの区間約1.6kmが国道430号といった構成になっておりまして、一般国道と重複する区間がございますために、大臣同意を要する県決定の都市計画道路となっております。

4ページに変更の概要を示しておりますので、お開きいただければと思ひます。

本路線は、水島臨海工業地帯の飛躍的な発展に伴う交通需要の増加に対応するため、昭和40年に都市計画決定され、その後、整備が進められてきた路線でございます。他の路線と連携して、市の拠点地域であります倉敷地区と水島地区を南北に連絡する道路であることから、倉敷市の交通体系を確立する上で重要な路線となっているところでございます。

現在、約6.1kmのうち、起点側約1.0km、終点側4.1kmにつきましては既に4車線で整備が完了し、残る約1.0km区間は2車線で暫定的に供用しているという状況でございます。

また、周辺街路は4車線で整備が完了しておりますが、未整備のこの区間が2車線であるために、朝夕ピーク時には、都市計画道路 駅前古城池霞橋線と交差いたします、観音堂交差点、その右側の端の方に観音堂交差点と書いてございますが、その交差点に至るまで渋滞が発生してございますことか

ら、早期の整備におかれまして円滑な交通を確保するということが重要な課題となっているところでございます。

当該路線の計画幅員は両側歩道の4車線で、22mとなっております。

今回変更しようとする区間における将来交通量は、1日あたり約26,000台であることから、車線の数は計画どおり4車線が必要になります。主要な幹線街路との交差点部につきましては、現地調査に基づきまして、実際の交差点の交通の形態、信号処理の時間、それから直進車輛、右折車輛、左折車両等の交通量、こういったことを勘案いたしまして、交差点解析を行った結果、スムーズな交通処理を行うためには、付加車線を設置する必要が生じたものでございます。

右下に変更概要と記載しておりますが、当該路線の標準的な断面が上側になっております。

これに、下側にありますように、付加車線3m、これは、つまり右折レーンという格好でございますが、この右折レーンを追加して、2箇所の交差点部分につきまして幅員を基本幅員22mから25mに拡幅いたします。そして、交差点部において右折車両をスムーズに通過させるために必要なレーンの長さを確保するように区域を追加するものでございます。

なお、今回ご審議いただきます岡山県南広域都市計画道路の変更につきましては、倉敷市に意見照会を行いまして、「意見なし」との回答を得ているものでございます。

第3号議案の説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長

ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見、ご質問ございましたらご発言をお願いいたします。

会 長

ございませんか。

会 長

ご意見、ご質問もないようです。

それでは、お諮りいたします。第3号議案につきましては、原案どおり承認するという
ことで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声)

会 長

ありがとうございました。

ご異議がないようですので、第3号議案につきましては、原案どおり承認することにさせていただきます。

【第4号議案の審議】

会 長

それでは、続きまして第4号議案は、高梁市におきます長期未整備の都市計画道路の計画の見直しに伴う変更でございます。

事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、説明をさせていただきます。資料の5ページをお願いいたします。

第4号議案は、平成17年度から取り組んでおります「都市計画道路の計画の見直し」に伴う変更でございます。

この、都市計画道路の見直しについてでございますが、高度経済成長期の昭和30年代から40年代、その多くが都市計画決定され整備に着手されていないまま長期間が経過した路線や区間もございます。中には、周辺道路の整備状況等の変化等によりまして、その必要性が低下しているものもございますことから、都市計画決定から30年以上が経過した、長期未整備路線を対象といたしまして、必要性が低下していると思われる路線や区間につきまして、計画の見直しに取り組んでいるところでございます。

平成17年3月に都市計画道路見直しガイドラインを策定いたしまして、平成22年度、23年度と見直しを行いました。現在までに72路線、約103kmの計画を見直しまして、約78kmについての建築制限が解消されているところでございます。

今年度は、高梁市におきまして、3路線約2.9kmにつきまして見直しを行いまして、約2.7kmについて建築制限が解消される案となっております。

6ページの方をお願いいたします。

見直しの方針イメージ図でございます。

最初に、①の必要性が低下しており廃止する場合でございます。

赤色の都市計画道路の担うべき役割が、整備された県道により代替され、必要性が低下しているという場合には、廃止するということが適当と考えておりまして、今回は、一番下でございますように、南町みなみまち近似線ちかのりがこれに該当しております。

次に、中程の②の既存道路による機能代替、いわゆる現道合わせという場合でございますけれども、先ほどの廃止のケースと異なりますのは、この路線が国道どうしを結ぶ幹線道路としてのネットワーク機能を果たしており、今後とも必要であるということから、現在の都市計画道路を廃止して、県道を都市計画道路として決定することが適当という場合でございます。高梁駅中学校線が、今回はこれに該当するケースでございます。

一番右の③、これは先ほどご説明しました「①と②の組合せ」の場合でございます。今回はこれに該当する路線はございません。

次に7ページをお願いいたします。

今回お諮りをいたします路線の一覧表を示しております。

高梁都市計画区域における都市計画道路は7路線でございます。図面の右側が北向きという格好になっておりますが、黒色で着色している区間は整備済み、黄色の部分は未整備を表しております。

そのうち、既に整備が完了しております国道180号と重複したおちあいばしかわぼたちよう落合橋川端町線と、中央左にありますJR高梁駅東側の赤線で示しております、現在事業を進めておりますたかはしえきしやうれんじ高梁駅松連寺線を除く5路線の未整備区間につきまして、計画の見直しの検証作業を行ったものでございます。そのうち、3路線につきまして計画の変更を行うものでございます。

図の中で、赤の破線、これは廃止する区間、それから、青の破線、これは既存の道路に現道合わせをする区間を表示しております。

右上に一覧表を記載しておりますが、3路線のうち路線名を黄色の枠で表

示しております、①の高梁駅中学校線及び③の南町近似線が県決定となる路線でございます、今回ご審議をいただくものでございます。

なお、白の枠で表示しております高梁駅柿木町線かきのきちょうは市が決定する路線となっております。

続きまして、審議をいただきます各路線の見直しの概要について説明をさせていただきます。8ページをお願いいたします。

まず、高梁駅中学校線でございますが、本路線はJR高梁駅の西側を起点といたしまして、国道180号を交差し高梁川の兩岸地区を結ぶ道路として昭和44年に都市計画決定されております。

高梁駅から国道180号までの区間につきましては、計画幅員18mに対しまして、概ね17mの2車線で整備が概成しております、良好な歩行者、自転車走行空間も整備されているということから、計画道路の機能を十分満たしていると考えておまして、今後、計画幅員での整備の必要性は低いということから、現状の道路幅員に都市計画道路をあわせていくという「現道合わせ」の変更を行うことが適当と考えております。

また、国道180号から終点にかけて未整備の区間については、県道宇治鉄砲町線うじてつぱうちょうが2車線と片側歩道で整備されており、この区間の交通機能を代替しているということから、現在の計画で整備する必要性は低下しておるところでございます。

従いまして、この区間につきましては、整備済みの県道に都市計画道路をあわせる「現道合わせ」の変更を行うことが適当と考えております。

続きまして、南町近似線みなみまちかのりの方でございますが、9ページをお願いいたします。

本路線は、国道180号から国道484号を経由しまして、高梁駅東側の地区を南北に縦断し、頼久寺らいきゅうじの近隣から西に向けまして、高梁川を横断して、その高梁川右岸側を南にまた下りまして、先程の高梁駅中学校線に接続するといった、高梁市の市街地を囲むように環状道路としての役割を担う約3.7kmの都市計画道路でございます。

この路線につきましても昭和44年に都市計画決定されておまして、起点から約1.2kmの区間については整備が完了いたしまして、引き続き、駅東側広場とのアクセスが可能となるように、高梁駅しょうれんじ松連寺線に接続するまでの約200mの区間について現在事業中という状況でございます。

この区間を除く約2.3kmの区間につきましては、検証を行ったところでございますけれども、高梁市は、城下町として旧来の古いまちなみが残っておりまして、県指定の、若しくは市指定の文化財も数多くあるところがございます。

特に、図面でいう右側に茶色の実線で範囲を表示しておりますこの区域は、県の景観計画に基づく景観モデル地区に指定されておまして、歴史的町並み景観形成ゾーンとして、町並みの保全に努められているところでございます、高梁市のまちづくりの方向性は、「歴史・文化遺産の保全と活用」、さらには、次世代へ継承する景観まちづくりという方向性に転換してきております。

また、交通機能の面では、市道の本町檜井線ほんまちならいによりまして、主要な交通処理は可能でございます、市街地形成機能の面では、既存の市道によりまし

て歴史・文化遺産と共存した土地利用が既になされているということから、本区間におきます整備の必要性というものが低下しているという状況にあります。

また、国道 180 号から高梁川右岸側の終点の区間にかけては、現在・将来共に交通混雑も見られないという状況になっておりまして、必要性自体が低下しているという状況にあります。

なお、残る区間につきましては、JR 高梁駅東側の市街地において都市の骨格を形成する区間として必要ということから存続すべきと考えているところでございます。

従いまして、市道の^{ほんまちならい}本町檜井線と交差する地点から終点までの区間 1,580m につきまして、「廃止」をすることが適当と考えております。

これら、今回ご審議いただきます高梁都市計画道路の見直しにつきましては、高梁市決定の路線も同時に手続きを進めているところでございまして、県決定に係る 2 路線につきまして、高梁市に意見照会を行いまして、「意見なし」との回答を得ているところでございます。

第 4 号議案の説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長

ありがとうございました。

第 4 号議案、事務局からの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらご発言をお願いします。

会 長

特にご意見、ご質問もないようですので、第 4 号議案につきましては、原案どおり承認ということで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声)

会 長

ありがとうございました。

ご異議がないということですので、第 4 号議案につきましても、原案どおり承認することに決定させていただきます。

【第 5 号及び第 6 号議案の審議】

会 長

続きまして、第 5 号議案及び第 6 号議案について審議に入らせていただきます。

第 5 号議案及び第 6 号議案は、建築基準法第 51 条ただし書きの規定に基づく産業廃棄物処理施設の敷地の位置に関するものでございます。

同様の議案でございますので、一括して審議をさせていただきたいと思っております。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、説明の方させていただきます。引き続き資料の 10 ページをお開きいただければと存じます。

第 5 号議案及び第 6 号議案は、産業廃棄物処理施設の設置の許可にあたりまして、倉敷市の方より、「その敷地の位置について、都市計画上支障がないか」という付議依頼があったものでございます。

建築基準法第 51 条では、都市計画区域においては産業廃棄物処理施設等の建築物は、都市計画においてその敷地の位置を決定しているものでなければ新築・増築は不可とされているところでございます。

ただし、都市計画決定がなされていない場合においては、都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認められた場合は、新築、増築が可能と定められておりまして、今回ご審議をいただくものでございます。

ご審議いただきます 2 件につきましては、右側に位置を示しておりますように、第 5 号議案につきましては、左上の赤い丸印で示しております倉敷市真備町の、ちょっと南側あたりの市街化調整区域でございます。第 6 号議案につきましては、水島臨海工業地帯の南端に位置します工業専用地域において計画がなされておるものでございます。

それでは、第 5 号議案「倉敷企業合資会社 産業廃棄物処理施設（倉敷市）の敷地の位置について」ご説明をいたします。

11 ページをお願いいたします。

ご審議いただきます産業廃棄物処理施設の位置は、赤丸で表示しております、倉敷市玉島服部字弥高山東疇の約 2,151 m²の敷地でございます。

当該施設は、産業廃棄物の中間処理施設でございます。処理する品目は、木くず、廃プラスチック類及びがれき類、これらにつきましては、政令で定める規模の処理能力でございます 1 日あたり 5t を越えるために、建築許可の対象となるものでございます。その他、紙くず、繊維くず及びガラスくず等の処理も行いますけれども、これは建築許可の対象外となっているところでございます。

当該施設の敷地の位置が都市計画上支障がないかどうかをご検討いただくにあたりまして、2 つの観点がございます。

左下側に「都市計画上の観点」といたしまして、記載しておりますが、1 点目は、当施設の敷地の位置と既存の都市計画との整合というものでございます。

周辺における土地利用の状況、用途地域や都市施設の指定の状況、風致地区や景勝地の有無、さらには学校、病院、公園といたしました公共施設との位置関係についてでございます。

2 つ目は、都市環境への影響でございます。

新しく施設が稼働することに伴いまして搬出入の車輛の増加によりまして、交通への影響はどうか。また、廃棄物処理法によりまして義務付けられております生活環境影響調査によりまして大気質、騒音、振動、悪臭、水質といった項目に関する影響はどうか、というような観点でございます。

まず 1 つめの観点、当施設の敷地の位置と既存の都市計画との整合についてでございますが、右側上の図にお示ししておりますように施設設置を計画しております位置は、用途地域の指定のない市街化調整区域に位置しております。

また、周辺の土地利用などの状況でございますが、周辺施設の位置図にお示ししてありますように、当該敷地の周辺には風致地区や景勝地はございません。また、中程の航空写真にございますように北西の直近の住宅とは、約

500m 離れている状況でございます。それから南の東側に位置しております小学校、穂井田ほいだ小学校という小学校でございますが、そこは 940m 離れているという状況でございます。

また、施設設置を予定している位置に隣接して、既に産業廃棄物最終処分場や中間処理施設等が位置している、稼働している状況にございまして、特に問題はないというふうに考えておるところでございます。

次に 2 つ目の観点でございます、都市環境への影響についてのご説明でございますが、12 ページの方をお願いいたします。

今回の処理施設へは、倉敷市の市街地にあります事業所の方から搬入を予定しております、上の図面左下にありますように、青い印をしております県道の倉敷成羽線でございますが、ここから、赤色で示しております市道の玉島服部 7 号線を利用いたしまして、木くずなどの搬入を行うという計画になっております。

また、中間処理されました資材の売却先は、水島臨海工業地帯にございます事業所を予定しているということでございまして、搬出につきましても同様のルートを経由するということとなります。

施設が稼働することによりまして増加する大型車輛の台数は、1 日あたり最大で 10 台が見込まれておりまして、県道の交通量に比べますと非常にわずかということから、また、計画地周辺道路の交通量は 1 日あたりで 201 台ということもございまして、道路交通への影響は少ないものと考えております。

次に施設が稼働することに伴いまして、大気質、騒音、振動、悪臭、水質に対しましては、どのような影響があるかということにつきましては、生活環境影響調査において予測を行っているところでございます。

右側に施設配置図を示しておりますが、赤い枠で囲っておりますのが、今回設置しようとする破砕施設でございまして、処理前及び処理後の保管場所も設置することとなっております。なお、施設設置にあたっての建築物はございません。

そちらにございますような施設によりまして、木くずや廃プラスチック類を破砕するものでございますが、この施設が稼働したときの生活環境への影響について調査、予測を行っております。

調査の結果につきまして、右下にとりまとめたものを記載しております。

「大気質」、主に粉じんでございますが、これにつきましては、散水による粉じんの飛散防止対策を実施することから、粉じんの発生は十分に抑制されるというふうに考えております。

また、運搬車両の走行による沿道への影響は、先程も申しましたように、少ないというふうに予測をされているところでございます。

次に、騒音、振動についてでございますが、左中程の図におきまして、緑色の丸でお示しをしております 500m 先の民家の位置で予測を行っているところでございます。

「騒音」につきましては、52 デシベルと予測されておりました、生活環境の保全上の目標値 55 デシベルを下回る見込みでございます。

「振動」につきましても、30 デシベル未満と見込まれておりました、生活環境の保全上の目標値 55 デシベルを下回るものと予測をされているところで

ございます。

また、「悪臭」につきましては、廃棄物に熱を加えるような処理を行わないということから、悪臭が発生するということとはございません。

「水質」につきましては、粉じんの発生を防止するための散水程度に限られておりまして、施設が稼働したことによります影響は、見込まれておりません。

以上のことから、都市環境への影響につきましても、問題がないものと考えておりますことから、当該施設の敷地の位置は都市計画上支障がないものと考えております。

なお、今回お諮りをしております施設の設置につきましては、地元関係者の了解も得ているという状況でございます。

第5号議案の説明は、以上でございます。

つづきまして、第6号議案「水島エコワークス株式会社 産業廃棄物処理施設（倉敷市）の敷地の位置について」ご説明をいたします。

13ページをお願いいたします。

ご審議をいただきます産業廃棄物処理施設の位置は、右下の位置図におきまして、赤丸で示しております倉敷市水島川崎通一丁目の33,281㎡の敷地でございます。水島臨海工業地帯のJFEスチール西日本製鉄所内の南端に位置しているところでございます。

当該施設は、平成15年2月に当審議会におきまして建築基準法第51条ただし書き案件としてご審議をいただきまして、建築が許可されたものでございまして、一般廃棄物であります倉敷市内のごみ焼却施設や下水汚泥、廃プラスチック類、廃油等の他、9種類の産業廃棄物の中間処理施設として平成17年4月より運営を行っているところでございまして、今回、新たに廃PCB等、PCB汚染物・PCB処理物の焼却施設を追加しようとするものでございます。

ご存知のとおり、PCB、ポリ塩化ビフェニルの略でございますが、昭和29年以降、国内でも工業的に合成された油状の物質でございます。

化学的に安定していることから、難燃性、絶縁性、水に難溶であるということ、高沸点という特性がございまして、主にトランスですとか、コンデンサの電気機器内に絶縁油として多く使用されてきております。

しかしながら、生体に対する毒性が高く、発癌性があるということが発覚いたしまして、社会的問題となり、製造や輸入、新たな使用が禁止されて国を挙げて確実かつ適正な処理が求められているところでございます。

PCB処理に関しては、PCB特措法等によりまして平成28年7月までにPCBの処理を終える予定でしたが、新たに微量PCBに汚染されました電気機器等、これは蛍光灯の安定器等でございますが、これらが大量に存在するということが判明いたしましたことから、処理体制の整備を図るために、平成21年の法改正によりまして民間での処理が可能となっております。水島エコワークス株式会社が運営しております既存の廃棄物処理施設は、このPCB廃棄物の分解処理に適した温度条件の焼却炉を既に有してございまして、低濃度PCB廃油の焼却処理に活用できるということから、施設の一部を改造いたしまして、PCB廃棄物の一刻も早い処理の完了に寄与することを目的と

しまして、今回処理施設を追加するものでございます。

廃 PCB 等、PCB 汚染物・PCB 処理物の焼却施設については、政令で定める規模の 1 日あたりの処理能力が 0.2t というものを越えるために、建築許可の対象となることから、今回、敷地の位置が都市計画上支障がないかということについてご検討をいただくものでございます。

先程と同様に、都市計画上支障がないか 2 つの観点から検討してございます。

まず 1 つ目の観点は、施設の敷地の位置と既存の都市計画との整合についてでございますが、当該敷地は、市街化区域の工業専用地域に位置しております。水島臨海工業地帯に位置することから、周辺には工場などが建ち並び風致地区ですとか、景勝地というものもございません。

また、直近の住宅、小学校は、東側に位置します倉敷市児島塩^{しおなす}生地内のもの、それぞれ 4km、5km と十分に離れているところでございまして、また、公園及び病院とは北東に位置します水島市街地^{しおなす}にございまして、6km と十分に離れていることから、問題はないと考えております。

次に、14 ページの方をご覧ください。

2 つ目の観点、都市環境への影響についてでございますが、今回の処理施設へは、国道 430 号から、南に下りまして、JFE スチール敷地内の通路を経まして搬入を行うものでございます。

低濃度 PCB 廃油等を受け入れるタンクの容量が 20m³ であることから、専用の大型タンクローリーで延べ 4 台が見込まれておりまして、国道 430 号の現況交通量が約 22,000 台ということに比べますとごく僅かであるということから、道路交通や環境への影響は少ないと考えております。

また、施設が稼働することに伴いまして、大気質、騒音、振動、悪臭、水質に関しましては、どのような影響があるかということにつきまして、施設建設前の平成 15 年に「岡山県環境影響評価等に関する条例」に基づく環境影響評価を実施しておりまして、これに基づき調査、予測を行っているところでございます。

右上に既存焼却施設の全体配置図がございまして、今回、低濃度 PCB 廃油を焼却処理するために、既存の廃油焼却処理ラインの内、赤色で着色しております No.8 廃油タンクのラインを PCB 廃油焼却処理専用として使用し、専用ポンプ、専用配管によりまして、2 号、3 号の焼却炉バーナーの高温反応炉へ供給するものでございまして、新たな設備の増設はございません。

既存の施設を改造して活用するというものでございます。

15 ページをご覧ください。低濃度 PCB 廃油の処理フローを示しているところでございます。

この施設は、クローズド化システムというものを採用しておりまして、廃棄物を高温で溶かしてガス化して、それを精製して燃料などに利用するガス化溶解方式の一種でございまして、ダイオキシン類の発生を防止しながら、クリーンな燃料ガスが精製できるシステムというふうになっております。また、一連の処理工程から出てくるスラグやメタル、硫黄、金属水酸化物等も含めてまして、徹底したリサイクルを実現しているところも大きな特長でござ

ざいまして、このシステムによりまして、タンクから送られてきました低濃度 PCB 廃油は、約 1200℃の高温によりまして PCB は分解される仕組みとなっております。その後、70℃まで急冷、酸洗浄した後、アルカリ洗浄、脱硫し、燃料ガスとして精製される仕組みとなっております。

調査の結果を、右下にとりまとめておりますので、ご覧いただければと存じます。

対象施設はクローズド化システムを採用しておりまして、廃棄物由来の燃焼ガスは、燃料ガスとして回収されるために周辺地域への直接的な排出はございませんので、「大気質」や「悪臭」につきましても、環境への影響はございません。

また、「水質」につきましても同様でございまして、処理工程で発生する排水を水処理後に再使用するということから、環境への影響もございません。

さらに、「騒音」、「振動」についてでございますが、処理品目の追加に伴う新規設備の設置はないということから、新たな騒音や振動が発生するということもございません。

以上のことから、周辺環境への影響につきましても、問題がないものと考えておりまして、都市計画上支障がないというふうに考えているところでございます。

第5号議案から第6号議案の説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長

ありがとうございました。

ただいまの第5号議案、第6号議案の事務局の説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらご発言をお願いします。

会 長

ありませんか。

会 長

それではないようでございますので、第5号議案および第6号議案につきまして、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声)

会 長

ありがとうございました。

ご異議がないということですので、第5号議案および第6号議案につきましては、原案どおり「当該施設の敷地の位置は、都市計画上支障がないと認める」ことで決定させていただきます。

ありがとうございました。

【今後のスケジュールについて】

会 長

続きまして、今後の手続きのスケジュール等につきまして説明をお願いします。

事務局

それでは、今後の手続きにつきまして、ご説明をさせていただきます。

資料の16ページ、最後のページになりますが、ご覧いただければと存じます。

まず、公聴会の開催にあたりまして第1号議案から第3号議案につきましては、昨年9月6日から20日にかけては、第4号議案につきましては、9月27日から10月11日にかけて都市計画の原案の縦覧を行いましたがいずれの議案につきましても縦覧者、意見書の提出はございませんでした。

このため、公聴会の開催につきましては中止をいたしたところでございまして、原案どおりの都市計画の案をとりまとめたところでございます。

その後、第1号議案から第3号議案につきましては、倉敷市への意見聴取を行い、政令指定都市を含む都市計画区域に係る都市計画の決定や変更につきましては、政令指定都市の長と協議することとなっておりますので、岡山市との協議も整えております。第4号議案につきましては、高梁市への意見聴取、道路管理者との協議を整えております。

また、第1号議案から第3号議案及び第4号議案の南町みなみまち近似線ちかのりの変更につきましては、先ほどもご説明をしましたが、大臣同意を要する案件であることから国との事前協議を整えまして、いずれも今年の1月10日から24日にかけて、都市計画の案の縦覧を行っております。

この縦覧におきましては、第4号議案につきましては、縦覧者は4名ございましたが、他の議案につきましては縦覧者はございませんでした。なお、意見書の提出につきましては、いずれもございませんでした。

本日、本審議会のご承認をいただきましたので、大臣同意を必要とする案件につきましては、都市計画法第18条及び第21条の規定に基づきます国土交通大臣への同意協議の申請を行いまして、大臣同意が得られたのちに、都市計画の決定に進めさせていただきたいと考えておるところでございます。

いずれの議案につきましても、3月末を目途に都市計画の決定の手続きを終える予定としております。

今後の手続き等につきましてもの説明は、以上でございます。

会 長

ありがとうございました。

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。円滑な議事の進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。